千葉市消防局感染性産業廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

下記により、感染性産業廃棄物処理業務を実施すること。

記

1　処理容器の種類
ダンボール容器、又はプラスティック容器
（ダンボール容器には、内容物が全て収納できるビニール袋等を付属させる等、内容物が飛散・流出・悪臭を発散するおそれのないよう措置を講ずること。）

2　処理容器の配置
処理容器は受注者が別表１「感染性産業廃棄物収集場所（指定保管場所）」へ配置する。
なお、処理容器の費用は契約単価に含むものとする。

3　収集場所、方法及び頻度
別表１「感染性産業廃棄物収集場所（指定保管場所）」のとおり。
ただし、収集日が営業所の定休日の場合及び年末年始に関しては、別途協議するものとする。

4　廃棄物の種類
特別管理産業廃棄物のうち感染性産業廃棄物

5　収集方法
（１）担当者の立会い
受注者は感染性産業廃棄物収集場所（指定保管場所）の担当者が指定する場所において、感染性産業廃棄物収集場所(指定保管場所)の担当者の立会いのうえで収集するものとする。
（２）マニフェストの発行
受注者は収集時、感染性産業廃棄物収集場所（指定保管場所）の担当者に「感染性廃棄物管理票（マニフェスト）」を発行し、感染性産業廃棄物収集場所（指定保管場所）の担当者から確認を受けること。

6　年間予定排出数量
７４，７０２Ｌ

7　受注者の事業範囲
受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本見積書に添付する。
なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、見積書に添付する。
（１）収集・運搬に関する事業範囲
ア　許可都道府県・政令市：
イ　許　可　品　目：
ウ　許　可　の　条　件：
エ　事　業　の　区　分：
オ　許　可　期　限：
カ　許　可　番　号：

（２）処分に関する事業範囲

ア　許可都道府県・政令市：

イ　許　　可　　品　　目：

ウ　許　可　の　条　件：

エ　処分施設の所在地：

オ　処　　分　　方　　法：

カ　処　　分　　能　　力：

キ　許　　可　　期　　限：

ク　許　　可　　番　　号：

（３）処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

ア　事業場の名称：

イ　所　　在　　地：

ウ　処分の方法：

エ　施設の能力：

（４）最終処分の場所及び処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分は別表２「最終処分の場所及び処理能力」に示す施設で行なうこととし、最終処分施設の追加及び変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、追加及び変更後の許可証の写し及び別表２「最終処分の場所及び処理能力」を提出し、本見積書に添付する。

（５）積み替え保管の禁止

受注者は、発注者から委託された廃棄物を収集後、直接受注者の処分施設へ運搬しなければならない。

８　適正処理に必要な情報の提供

発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成２５年６月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行なうものとする。

（１）産業廃棄物の発生工程

（２）産業廃棄物の性常及び荷姿

（３）腐敗、揮発等性常の変化に関する事項

（４）混合等により生ずる支障

（５）日本工業規格Ｃ０９５０号に規程する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

（６）その他取扱いの注意事項

９　業務内容の変更

発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。

10　容器の表示

発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き

渡すよう容器等に表示する。（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成２５年６月）の「容器貼付用ラベル」を参照。）

11　マニフェスト

発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

12　検査

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに発注者に対して業務完了の報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。ただし、業務完了報告書は収集・運搬についてはそれぞれ運搬区間に応じたマニフェストＢ２票で、処分業務については、マニフェストＤ票及びＥ票で代えることができる。

13　その他

必要な事項は別途協議すること。